

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月30日
【会社名】	パナソニック株式会社
【英訳名】	Panasonic Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 津賀 一 宏
【本店の所在の場所】	大阪府門真市大字門真1006番地
【電話番号】	大阪(06)6908-1121
【事務連絡者氏名】	経理・財務部 部長 井垣 誠 一 郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番1号 (パナソニック東京汐留ビル) パナソニック株式会社 渉外本部
【電話番号】	東京(03)3437-1121
【事務連絡者氏名】	企画業務部 部長 松下 和 宏
【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成27年 5月15日
【発行登録書の効力発生日】	平成27年 5月23日
【発行登録書の有効期限】	平成29年 5月22日
【発行登録番号】	27 - 関東67
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円 (注)1 5,000,000,000円 (注)2 (注)1 新株予約権証券の払込金額の総額である。 2 新株予約権証券の払込金額の総額に新株予約権の 行使に際して出資される財産の価額の合計額を合 算した金額である。
【発行可能額】	0円 (注)1 5,000,000,000円 (注)2 (注)1 新株予約権証券の払込金額の総額である。 2 新株予約権証券の払込金額の総額に新株予約権の 行使に際して出資される財産の価額の合計額を合 算した金額である。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間 は、平成27年 6月30日(提出日)である。
【提出理由】	平成27年 6月26日に関東財務局長に提出した訂正発行登録 書の記載事項に訂正すべき箇所があり、これを訂正するた め、訂正発行登録書を提出するもの。
【縦覧に供する場所】	パナソニック株式会社 渉外本部 (東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック東京汐留 ビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

【訂正内容】

平成27年6月26日に提出した訂正発行登録書の訂正すべき箇所は下記のとおり。訂正箇所は下線で表示しています。

【表紙】

【効力停止期間】

(訂正前)

この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成27年6月26日(提出日)から平成27年6月27日までである。

(訂正後)

この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成27年6月26日(提出日)から平成27年6月29日までである。